セグメント情報注記

1．事業の区分及び内容

(1) 研究基盤整備…第３期中期計画に掲げる大課題のうち、「画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備」

(2) 生命現象解明…第３期中期計画に掲げる大課題のうち、「農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の開発」

(3) 新生物産業創出…第３期中期計画に掲げる大課題のうち、「新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発」

2．事業費用のうち、法人共通の項目は配賦不能費用であり、研究支援部門の経費であります。

3．事業収益のうち、法人共通の項目は配賦不能収益であり、研究支援部門の収益であります。

4．総資産のうち、法人共通の項目は各セグメントに配賦しなかった資産及び研究支援部門に係る資産であります。

5．前中期目標期間繰越積立金取崩額の各セグメント別金額は、研究基盤整備57,281,553円、生命現象解明35,833,054円、新生物産業創出18,353,365円、法人共通8,242,529円であります。

6．損益に計上されないセグメント情報は以下のとおりであります。

（単位：円）

	研究基盤整備	生命現象解明	新生物産業創出	計	法人共通	合　計
損益外減価償却相当額	411,322,257	302,049,312	163,698,554	877,070,123	226,610,869	1,103,680,992
損益外減損損失相当額	0	0	0	0	2,096,551	2,096,551
損益外利息費用相当額	10,220	0	0	10,220	0	10,220
損益外除売却差額相当額	4,451,845	4,830	0	4,456,675	12,892,220	17,348,895
引当外賞与見積額	3,354,637	1,045,161	1,344,228	5,744,026	△ 5,909,776	△ 165,750
引当外退職給付増加見積額	59,067,589	62,354,762	25,711,651	147,134,002	△ 212,797,031	△ 65,663,029

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第四十三号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、一般計量特別教習について次のように公告する。

平成二十五年十月十八日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間　平成二十六年一月九日から平成二十六年三月七日まで

三　教習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに一般計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員　四十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十五年十一月十八日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類（各一通）

1　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）

2　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）

3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し

5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百四十円切手を貼付のこと）

九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十　その他
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/˜metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第四十四号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）について次のように公告する。

平成二十五年十月十八日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間

1　環境計量特別教習（濃度関係）　平成二十六年一月九日から平成二十六年二月二十八日まで

2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　平成二十六年三月三日から平成二十六年三月十八日まで